

Vol.42

今回は **所得税**

相談事例  
紹介

# 会員相談室

相談委員 **柴原 一** (四谷支部)

**電話相談**  
受付 午前10時～11時50分  
時間 午後1時～2時40分  
**03-3354-8520**

**事前予約**  
面接相談・随時相談  
**03-5919-7157**

## 外国上場株式の配当課税

### I. 事例

日本国内の証券業者等を経由して、外国市場で上場している株式を購入し配当金の支払いを受けた。この配当金について、国内発行の上場株式等(注)と同様に、申告分離課税や申告不要を選択することが可能か。またこの配当金が日本国内の証券業者等を経由して支払われた場合とそうでない場合で、課税方法の違いはあるのか。

(注) 上場株式等とは、租税特別措置法37条の11の3第2項に規定する株式等をいう。

### II. 回答

日本国内の証券業者等を経由して支払われた配当金については、日本株と同様、総合課税、申告分離課税の選択に加えて、申告不要を選択することができる。注意を要するのは、申告分離課税を選択した場合のみならず、総合課税を選択した場合にも配当控除の適用がないことだ。外国所得税が徴収されているならば、外国税額控除は適用できる。

一方、国外の支払者から直接配当金の支払いを受ける場合には、申告不要を選択することはできない。必ず確定申告が必要となる。もちろん、配当控除の適用はないが、徴収された外国所得税があるならば、外国税額控除は適用できる。

### III. 検討

#### 1. 外国における配当金の課税

外国株式の配当金については、その外国における課税と日本における課税との2種類がある。支払われる配当金については、外国においても源泉徴収されることが多いが、その税率は租税条約が締結されている場合には租税条約で決められたものとなる。租税条約では10%～15%程度の率が多い。ちなみに日米租税条約では原則として10%となっている。なお、租税条約が締結されていない国については、その現地国の税率により課税されることとなる。

#### 2. 外国株式の邦貨換算

外国の株式の配当金については、現地国での通貨で支払われるため邦貨換算を行う必要がある。この場合の邦貨換算は、次に掲げる対顧客直物電信買相場(TTB)により行われる(措通9の2-2)。

- ① 記名の国外株式の配当等…支払開始日と定められている日
- ② 無記名の国外株式の配当等…現地保管機関等が受領した日

#### 3. 日本国内の証券業者等における源泉徴収税率

日本国内の証券業者等を経由して、外国株式の配当金が支払われる場合には、日本においても源泉徴収が行われる。

なお、日本国内の証券業者等を経由せずに支払われる配当金については、当然のことながら日本における源泉徴収はされない。

#### 4. 日本における課税

外国株式か国内株式にかかわらず上場株式等であれば、どちらであっても申告分離課税を選択することは可能である。申告分離課税を選択した配当所得は、日本国内の上場株式等に係る譲渡損失の金額との通算も可能である。前年分から繰越してきた日本

国内の上場株式等の譲渡損失の繰越控除額との通算もできる(措法8の4)。

(1) 日本国内の証券業者等を経由して配当金が支払われた場合

上場されている外国株式について日本国内の証券業者等を経由して配当金の支払いを受ける場合には、その配当金は所得税および住民税が徴収されているため、申告不要を選択することができる(措法9の2⑤、8の5)。

(2) 国外の支払者から直接配当金の支払いを受けた場合

日本国内の証券業者等を経由せずに、直接外国株式の配当金の支払いを受ける場合には、その配当について日本における源泉徴収が全くされていないことから、必ず確定申告が必要になる。

(3) 税額控除等

外国株式については、国内株式とは異なり、たとえその配当金について総合課税を選択していたとしても、外国所得税との二重課税の問題は生じないため、配当控除の適用はない(所法92①)。

## 外国上場株式の譲渡課税

### I. 事例

外国市場に上場されている株式を譲渡する際に、日本国内の証券業者等を経由して譲渡する場合と経由せずに譲渡する場合とでは、譲渡所得の課税方法の違いはあるのか。また、その譲渡に際して譲渡損失が発生した場合には、申告分離課税を選択した配当所得と通算が可能か。

### II. 回答

日本国内の証券業者等を経由しての譲渡は、10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率が適用されるが、日本国内の証券業者等を経由せずに行う譲渡は軽減税率の適用はなく、税率は20%(所得税15%、住民税5%)となる。

また譲渡損失は、日本国内の証券業者等を経由して行われたものであれば、申告分離課税を選択した配当所得との通算は可能となる。しかし、外国にある証券業者等との直接取引により発生した外国上場株式の譲渡損失については、配当所得との通算はできない。

### III. 検討

#### 1. 外国における課税

日本の居住者が外国株式を譲渡した場合には、一般的には配当所得と異なり現地国で源泉徴収されることがなく、その所得は全額日本において課税されることとなる。

## 2. 日本における課税

(1) 邦貨換算

外国株式については、購入時には対顧客直物電信売相場(TTS)で邦貨換算を行い、譲渡時には対顧客直物電信買相場(TTB)により邦貨換算を行う(措通37の10-8)。この場合、為替差損益が発生したとしても、それを単独で把握することはなく、株式にかかる譲渡所得に含めて計算を行う(所法57の3)。

(2) 日本国内の証券業者等を経由して行われた取引の場合

①譲渡益の取扱い

特定口座に外国株式を保管している場合、日本国内の上場株式等と同様に、源泉徴収選択口座であれば、平成25年12月31日までは10%(所得税7%、住民税3%)、(平成20年4月30日法律第23号改正附則23、24)。平成26年1月1日以降は、20%(所得税15%、住民税5%)が源泉徴収される。

ただし、外国株式を特定口座で保管することができるかどうかは、証券業者によりその取扱いが異なるので、事前の確認が必要だろう。

②譲渡損の取扱い

日本国内の証券業者等を経由している譲渡のため、その外国株式の譲渡について譲渡損失が発生した場合には、まずは同一年の株式等の譲渡益、申告分離課税を選択した配当所得と通算することができる。さらに通算しきれない損失額については、上場株式等の譲渡損失の繰越控除として3年間の繰越控除の対象となる(措法37の12の2)。

(3) 外国の証券業者等と直接取引した場合

①譲渡益の取扱い

直接、外国の証券業者等と取引する場合には、その譲渡益については10%の軽減税率を適用することができず、20%(所得税15%、住民税5%)の税率により課税される(平成20年4月30日法律第23号改正附則43②)。軽減税率は日本国内の証券業者等を経由した場合のみ、適用することができるのである。

また、外国の証券業者等は特定口座のしくみを持たないため、譲渡益の計算も自分で行う必要があり、その譲渡益について源泉徴収されることもない。よって申告不要も適用されず、必ず確定申告が必要となる。

②譲渡損の取扱い

同様に、直接外国の証券業者等と取引した場合の譲渡損失は、日本における「上場株式等の譲渡損失」に該当しないため、譲渡損失の繰越控除は適用できない(措法37の12の2②)。

注) 内容は、平成24年4月1日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見(参考意見)です。実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。

### 【まとめ(平成24・25年分)】

	国内配当源泉徴収税率	配当所得の課税方法	譲渡所得	備考
国内の証券業者等を経由	10% (所7、住3) ※2	申告不要 申告分離 ※1 総合課税	10% (所7、住3) ※2	・配当の申告分離は国内の証券業者等を経由した上場株式等の譲渡損失とのみ通算可
国内の証券業者等を経由せず	-	申告分離 ※1 総合課税	20% (所15、住5) ※2	

※1 配当控除なし

※2 平成25年1月1日以降においては、復興特別所得税が上乘せされる。